

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(一) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	期首海外投資等 損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌期 繰越 額の 計算		
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 . . 号	5年経過後5年間 均等益金算入額 (25の計)	13	
特定株式等の認定	4	昭平第 . . 号	同上以外の場合による 益金算入額 (26の計)	14	
当期積立額	5	円	計 (13)+(14)	15	
積立限度額 の計算	6	平 . .	当期積立額のうち損金算入額 (5)-(11)	16	
(6)の特定株式等のうち 期末に有するものの取得価額	7	円	期末海外投資等 損失準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17	
同上の $\frac{30}{100}$ 又は $\frac{90}{100}$ 相当額	8		貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	18	
取得年度に特定株式等の 帳簿価額を減額した金額			差 引 (18)-(17)	19	
積立限度 (8)-(9)			貸借対照表の取崩不足額 (15)-((5)-((18)-前期の(18)))	20	
積立限度超過額 (5)-(10)	11		当期分 当期に生じた差額の合計額 (1)+(20)	21	
			前前 期分 前期末における差額 (前期の(19))	22	

P31参照

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の 準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間 均等益金算入による (23)× $\frac{60}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日	円	円	円	円	
から5年を経過したものの翌日					円
から5年を経過しないものの翌日					
当期分					
計		円	円	円	

○ 別表十二(一)「16」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項第1号」 若しくは「第68条の43第8項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第1項第1号」 若しくは「平成26年旧措置法第68条の43第8項」	10187	「16」の欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項第2号」 若しくは「第68条の43第8項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第1項第2号」 若しくは「第68条の43第8項」	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項第3号」 若しくは「第68条の43第8項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第1項第3号」 若しくは「平成26年旧措置法第68条の43第8項」	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項第4号」 若しくは「第68条の43第8項」又は「平成26年旧措置法第68条の43第1項第4号」 若しくは「平成26年旧措置法第68条の43第8項」	10190	

※「第68条の43第8項」は、適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。